

職派需発0317第1号
平成23年3月17日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省
職業安定局派遣・有期労働対策部
需給調整事業課長
(公 印 省 略)

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の取扱いについて

標記については、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について」(職発0317第3号。平成23年3月17日付け厚生労働省職業安定局長通達)において、職業安定行政に関する留意点等を示したところであるが、下記のとおり、労働力需給調整事業関係に係るその具体的な取扱いを示すので、事務取扱いに遺憾なきよう、お願いしたい。

なお、事務取扱いに当たっては、「職業安定法」(昭和22年法律第141号)、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(昭和60年法律第88号)のほか、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号。以下「法」という。)、 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第19号。以下「令」という。)、 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を指定する件」(平成23年厚生労働省告示第56号。以下「指定告示」という。)を参照されたい。

判断に疑義がある場合は、適宜、本省に相談されたい。

記

第1 行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置(法第3条)

1 指定告示による満了日の延長(法第3条第1項・第2項)

(1) 令第2条により、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対し、法第3条

に規定する行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置を適用することとされ、指定告示により、次のとおり、職業安定行政に係る当該措置の対象となる特定権利利益及び対象者が指定された。

対象となる特定権利利益	対象者
職業安定法第30条第1項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※）内に有料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者であって、平成23年4月10日から平成23年8月30日までの間に許可の有効期間が満了するもの
職業安定法第33条第1項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域（※）内に無料の職業紹介事業を行う主たる事務所を有する者であって、平成23年4月10日から平成23年8月30日までの間に許可の有効期間が満了するもの
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可	特定被災区域（※）内に労働者派遣事業を行う主たる事務所を有する者であって、平成23年6月11日から平成23年8月30日までの間に許可の有効期間が満了するもの

当該措置による延長後の満了日は、平成23年8月31日である。

(※)「特定被災区域」とは、平成23年東北地方太平洋沖地震(長野県北部の地震を含む。)に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域(東京都を除く。)を指す。

具体的には、岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県及び新潟県のうち、厚生労働省ホームページに掲載されている「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について(第10報・平成23年3月17日14時時点)」及び「長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用について(第1報・平成23年3月12日17時時点)」中に、災害救助法適用市町村として定められている市町村の区域をさす。適用市町村については、状況の変化により、随時更新されうるので注意されたい。

なお、災害救助法の適用範囲には、大量の帰宅困難者が発生した東京都も含まれるが、指定告示に定める「特定被災区域」には該当しない。

(2) 指定告示による満了日の延長の措置については、許可の有効期間の延長に伴う許可証を新たに発行するものではなく、事業主は現在の許可証のもとで平成23年8月31日まで事業を継続することができる。したがって、該当する事業主においては、次回の許可更新は、平成23年9月1日となるので、有料又は無料の職業紹介事業の許可の更新を希望する場合は、平成23年8月1日までに、一般労働者派遣事業の許可の更新を希望する場合は、平成23年5月31日までに、許可更新の手続を行うものとする。なお、既に申請書が提出されている場合は、再度の申請書の

提出を求めないこととする。

2 個別の満了日の延長（法第3条第3項）

(1) 法第3条第3項により、指定告示により指定された特定権利利益及び対象者以外であっても、特定非常災害の被害者から、平成23年4月10日から平成23年8月30日までの間に許可の有効期間が満了する有料又は無料の職業紹介事業の許可及び平成23年6月11日から平成23年8月30日までの間に許可の有効期間が満了する労働者派遣事業の許可について、その延長を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出が8月30日までにあったものについては、8月31日までの期日を指定して個別にその満了日を延長することができる。

(2) 個別の満了日の延長の措置については、本省において、個別の事情を勘案して、許可証を発行する。このため、各労働局においては、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面による満了日の延長の申出があった場合、当該書面を本省に送付されたい。

書面の作成に当たっては、被害者に特段の手間をかけることのないよう、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が簡潔に記載されていれば、様式は問わないものとされているため、各労働局においては、許可証の発行に必要な最低限の事項（事業所の許可番号、事業所の名称・場所、被害の具体的な状況）が分かる書面を提出すれば十分である旨を、申出者に伝達されたい。

第2 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置（法第4条）

(1) 令第2条により、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に対し、法第4条に規定する期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置を適用することとされ、当該免責に係る期限は、平成23年6月30日とされた。

このため、平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に提出期限を迎える報告（具体的には、平成22年度の職業紹介事業報告又は労働者供給事業報告並びに労働者派遣事業報告）について、平成23年東北地方太平洋沖地震（長野県北部地震など余震を含む。）による災害に起因して提出することができない場合は、その提出が平成23年6月30日までとなる。なお、本来の提出期限内に提出された職業紹介事業報告、労働者供給事業報告又は労働者派遣事業報告については、受け取って差し支えない。

(2) 平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に起因して提出することができないか否かの判断においては、職業紹介事業、労働者供給事業又は労働者派遣事業を行う主たる事務所が特定被災区域にある場合のほか不履行に係る理由が合理的なものである場合は災害によるものと判断する。

具体的には、職業紹介事業、労働者供給事業又は労働者派遣事業を行う主たる事務所が特定被災区域にある事業主については、他事業所を含めて当該事業主全体の

事業報告の提出を猶予するが、主たる事務所は特定被災区域に置かれていないが、一部の事務所が特定被災区域に置かれている事業主について、特定被災区域にある事業所分の提出のみを猶予することを認めるほか、資料の保管が特定被災区域でなされていた場合など個々の事情に応じた弾力的な取扱いを行うこととする。